

財務省は30日、来年4月の消費増税に合わせて始めるはずだった住宅関連減税の一つを、誤って今年1月から始めていたと発表した。税制改正法で「来年4月以降」という規定を記し忘れたためだ。財務省は税制に関する法律のうっかりミスは「過去に例がない」としている。

来年4月に消費税率が5%から8%に上がれば、住宅の新增築や改修にかかる消費税も上がるため、住宅市場が冷え込むおそれがある。住宅関連減税はこれをふせぐための政策だったが、「消費増税対策」の効果が薄れてしまった。

ミスがあったのは、住宅のバリアフリー改修をすると所得税の一部が戻ってくる減税だ。3月に成立した今年度税制改正法に含まれていた。

予定では、減税対象の工事の限度額を来年4月に今の150万円から200万円に引き上げ、これに合わせて、所得税から差し引く減税額を今の最大15万円から最大20万円に拡大するはずだった。

だが、財務省が法案をつくる際、所得税の規定に「来年3月末までは150万円のまま」という記述を書き漏らした。法案は国会提出前に内閣法制局のチェックを受け、国会で審議されたが、だれもミスに気づかず3月末に成立した。

所得税は原則として1月から1年間の所得にかかるので、規定がないと今年1月1日の入居分から減税が拡大されてしまう。財務省はそのまま減税拡大を適用することにした。

150万円以上のバリアフリー改修工事は年間約2千件が見込まれる。減税前倒しで、国の税収は予定より数千万～1億円減るといふ。ほかの住宅関連減税は予定通り来年4月の入居分から始まる。

ミスは、最近になって財務省が関連する政令をつくらうとして気づいたという。麻生太郎財務相は「省のなかでいろいろな精査にツメが甘かったということだと思ふ」と謝罪し、近く関係者を処分する考えを明らかにした。

(鯨岡仁)